

付 議 第 2 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、知事から、補助金の交付に関する事務の一部を教育次長に補助執行させることについて、協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

8 高行管第 308 号
令和 8 年 9 月 28 日

高知県教育長 今城 純子 様



高知県知事 濱田 省司

事務の補助執行の協議について

貴委員会への事務の補助執行について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、その内容を下記のとおり定めることを協議します。

記

1 対象事務

文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に限る。）の交付に関する事務

2 内容

別紙のとおり

3 協議理由

対象事務の補助金は、経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の中学校の生徒の保護者に対し、市町村等が地域クラブ活動の参加費等の支援を行う場合に、その保護者に支給した額の一部（国 1/2、市町村等 1/2）を補助するものである。

令和 8 年 4 月 30 日に告示された文部科学省告示第 79 号及び第 80 号により改正された「文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件（平成 12 年文部省告示第 57 号）」及び「平成 12 年文部省告示第 57 号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件（平成 27 年文部科学省告示第 131 号）」により、令和 8 年度から開始された補助金である上記の対象事務を、高知県においては知事が行うこととなった。

県内の文化庁活動については、まだ市町村等からこの補助金の要望はないが、部活動の地域展開が進み、市町村等が地域クラブを認定しその活動の参加費等の支援を行うこととなった場合に備え、本県においても補助金の交付申請の受理等を行う体制を整える必要がある。

その際、文化芸術振興費補助金の中でも、同じ文化庁活動の地域展開等推進事業の別の補助金（中学校における部活動指導員の配置支援）の交付に関する事務を行っている教育委員会において、上記 1 の対象事務についても行うことが効率的かつ最適である。

4 施行期日

令和 8 年 11 月 1 日

告

示

高知県告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。

令和8年 月 日

高知県知事 濱田 省司

1 補助執行させる事務

文部科学省所管の補助金等に関する事務のうち都道府県知事が行う事務（平成12年4月文部省告示第57号）の規定により高知県知事が行うこととなった事務のうち文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に限る。）の交付（市町村（市町村の組合を含む。）への交付に限る。）に関する次に掲げる事務

- （1） 補助金等の交付の申請の受理（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第5条）
- （2） 補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理（法第7条第1項第1号）
- （3） 補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理（法第7条第1項第3号）
- （4） 補助事業等中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理（法第7条第1項第4号）
- （5） 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理（法第7条第1項第5号）
- （6） 補助金等の交付の決定の通知（法第8条）
- （7） 補助金等の交付の申請の取下げの受理（法第9条第1項）
- （8） 補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件の変更の処分の通知（法第10条第4項において準用する法第8条）
- （9） 状況報告の受理（法第12条）
- （10） 補助事業等の遂行命令及び一時停止命令（法第13条）
- （11） 実績報告の受理（法第14条）
- （12） 補助金等の額の確定及び通知（法第15条）
- （13） 補助事業等の是正措置命令（法第16条第1項）
- （14） 是正措置命令に従って行う補助事業等の実績報告の受理（法第16条第2項において準用する法第14条）
- （15） 補助金等の返還命令（法第18条第2項）
- （16） 立入検査等（法第23条第1項）

2 補助執行させる相手方

高知県教育次長

3 補助執行させる年月日

令和 8 年 11 月 1 日

告 示

◎ 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づ
く知事の権限に属する事務の補助執行（行政管理課）

文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援）の交付に関する事務の補助執行について

参考資料 1

小中学校課

概要

市町村（市町村の組合を含む）から当該補助金の交付申請があった際に、申請の受理、交付の決定の通知、実績報告の受理などの事務を、教育委員会が補助執行しようとするもの

補助執行理由

- 令和8年1月に文化庁から令和8年度創設する当該補助金の委託について協議があり、小中学校課は、同意する（委任先：都道府県知事）と回答したため、令和8年4月30日付け文部科学省告示により高知県では事務を知事※が行うこととなった。

※委託先を知事から教育委員会に変更するよう文部科学省へ要望中（変更可能時期は未定）

- 今後、市町村等が地域クラブを認定し、経済的困窮世帯の保護者へその活動の参加費等の支援を行うこととなった場合に備え、本県においても当該補助金の交付申請の受理等を行う体制を整える必要

※R8.9現在、市町村から当該補助金の要望なし

- 文化芸術振興費補助金の中でも、文化部活動の地域展開等推進事業の別の補助金（中学校における部活動指導員の配置支援）の交付に関する事務を行っている教育委員会において事務を行うことが適当

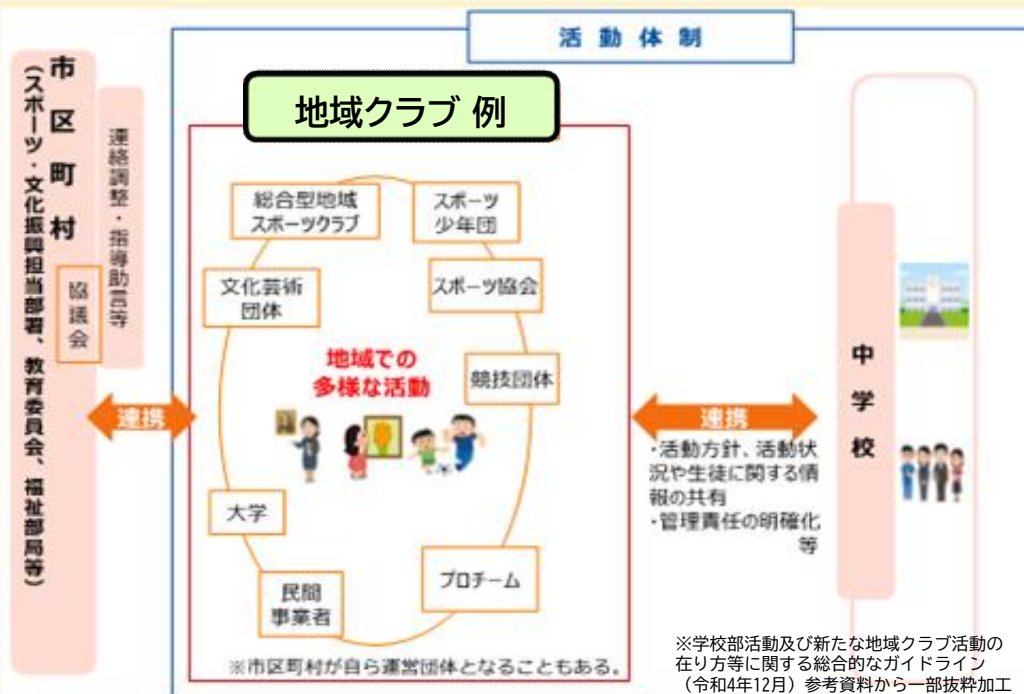
補助金について

経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の中学校の生徒の保護者に対し、補助事業者が地域クラブ活動の参加費等の支援を行う場合に、その経費の一部を補助するもの

<補助事業者> 中学校等を設置する市区町村等（一部事務組合及び中学校等を設置する都道府県を含む。以下「市町村等」という。）

<補助要件> 地域クラブ活動は市町村等が認定した「認定地域クラブ活動」

<補助対象経費・補助割合> 対象生徒1人当たり年額24,800円を限度額とし、限度額の範囲内で対象生徒の保護者に対し参加費及び保険料の支援として市町村等が支給した額の合計額の1/2以内の額



施行期日：令和8年11月1日



文化活動改革

～部活動の地域展開・地域連携の推進～

令和8年度予算額（案） 715百万円
（前年度予算額 505百万円）
※ 令和7年度補正予算額 2,428百万円

理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちが文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域文化クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様な文化芸術環境を整備。

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきた文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じ文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、**令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

I. 部活動の地域展開等推進事業

715百万円（505百万円） ※ 令和7年度補正予算額：2,428百万円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、**地方公共団体への伴走支援**等を実施。

※ ★印は令和7年度補正予算に計上

（1）部活動の地域展開・地域文化クラブ活動の推進

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、**地方公共団体に対して補助。**

- ① **休日の地域文化クラブ活動の活動費等の支援**
（指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等）

- ② **経済的困窮世帯の生徒への支援**
（参加費・保険料）

- ③ **推進体制の整備等★**
（コーディネーターの配置、指導者研修、移動手段確保等）

〈補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（※1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〉



補助金

（2）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、**実証事業を実施。**

＜主な重点課題＞

- ・ 地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・ 学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
- ・ 平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保
- ・ 民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・ 障害の有無に関わらず参加できる活動の推進及びインクルーシブな活動環境の確保
- ・ 多様な兼職兼業のモデル形成等

〈定額補助：国10/10〉

補助金

（3）中学校における部活動指導員の配置支援

各学校や拠点校に**部活動指導員を配置**し、指導や大会引率等を担う。

【文化部：3,700人】 〈補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（※1）〉

補助金

（4）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等★

・相談・サポート窓口設置、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開

委託費

改革推進期間

令和5～7年度

休日の実証事業の実施

改革実行期間

前期

令和8～10年度

中間評価

後期

令和11～13年度

部活動の地域展開等の
全国的な実施を推進

中間評価の結果を踏まえた
更なる改革の推進

※ 休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

＜根拠法令＞

- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**
附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

【「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋】

地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

※1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3

※2 本資料における「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。